

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、料率に関する業務に従事していた。

請求人によれば、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）に関する事実確認のため、会社の人事担当者からヒアリングを受けた平成〇年〇月中旬頃から、食欲不振、睡眠障害等の症状が出現し、その後これら症状に加えて、抑うつ気分、不安感、意欲低下等の症状も顕著になったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、D医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月及び同年〇月に行われたセクハラ事件についてのヒアリングにおいて、会社の人事担当者から無理矢理自供させられるな

どのパワハラを受けたことが原因となって本件疾病を発病したと主張しているため、以下に検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書で、①平成〇年〇月〇日の1回目のヒアリングについて、要旨「午後4時頃、Eから呼出しを受けた。〇階の打合せ室に行くと部屋の外でE、F、Gが待っており、部屋の中に連れ込まれた。EとFは、呼び出した目的がセクハラであることも話さず、誰からどんな訴えがあったのかも明かさず、最初から犯罪行為を行ったという前提で話を進めてきた。私がどんなに否定しても、『誠意が感じられない。やっただろう』と何度も高圧的に連呼し、『あんたね、いつまでとぼけるの。普通、覚えているだろ。』などと、殴らんばかりの勢いで脅してきた。Fからの恫喝は厳しく、口を開けば私の非難ばかりで、『心証は悪いぞ。社員失格。課長失格。』などと荒い口調で言われた。私は、ヒアリングが始まって2時間ほど過ぎてから、『もう、キスしたことで良いです。』と発言した上で、してもいないことを、したことにしてしまった。否定し続けていたことを一度肯定してしまうと、訳が分からなくなり、作り話が色々出てきた。」と述べ、また、②同年〇月〇日の2回目のヒアリングについて、要旨「1回目のヒアリングと同様、私は否定を続けたが、人事担当者からの脅迫的な発言が続いた。前回のヒアリングで『キスをした。』と言わされたので、このままではこの日も帰宅させてもらえないと思い、キスのことは認めることにした。しかし、その後もヒアリングが続いたので、『やっていないといくら言ってもダメなんだから、もうやったことで良いです。全てやったことにしてください。先方の言ったとおりで結構です。』と発言した。」と述べている。

これに対し、Eは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨「ヒアリング中、恫喝などしていないし、高圧的な言動もしていない。請求人は、1回目のヒアリングにおいて、『膝の上に座りなさいと言ったが、無理矢理ではないと認識している。ディープキスはした。胸を触った。脱がせようと思ったがやめた。』というような発言をした。ところが、2回目のヒアリングにおいては、その大半を否定するようになった。」と述べており、Fは、平成〇年〇月〇日付け聴取書で、要旨「請求人は、1回目のヒアリングにおいて、『膝の上に座りなさい。無理矢理ではないと認識している。ディ-

プキスはした。胸を触った。脱がせようと思ったがやめた。』というような発言をした。私たちが、請求人に対して罵声を浴びせたり、机を叩くなど、威嚇するような態度は一切していない。『心証が悪い。社員失格。課長失格。』という発言は一切していない。また、叱責もしていない。ところが、請求人は、2回目のヒアリングにおいては、スタートから供述を一変させ、セクハラ行為を否定し始めた。」と述べている。

また、使用者報告書によれば、①請求人が無理矢理自供させられたこと、及び、会社関係者が、「誠意が感じられない。やっただろう。あんたね、いつまでとぼけるの。普通、覚えているだろ。心証は悪いぞ。社員失格。課長失格。」などと恫喝や詰問をした事実はないこと、②また、請求人は、1回目のヒアリングにおいては、「膝の上に座りなさいと言った。ディープキスはした。胸を触った。脱がせようと思ったがやめた。」と述べてセクハラの事実を認めていたものの、2回目のヒアリングにおいては、冒頭から、「自分はセクハラをしていない。弁明することもない。」と述べてセクハラの事実を全面的に否定し始めたため、会社の人事担当者が前回と発言内容が大きく変わっているのではないかと質問したところ、その後に至り、キスしたことだけは認めるに至ったと明記されている。

以上のように、請求人は、1回目のヒアリングでセクハラをした事実を認めたものの、それは恫喝や詰問をされたために嘘を言った結果にすぎないと申述しているところ、請求人が恫喝や詰問された事実は確認し得ず、一方、E及びFの申述は主要な部分で一致しており、さらに、両名の申述内容と記録内容（使用者報告書）との間にも齟齬はない。当審査会としては、ヒアリング時における、請求人の応答には一貫性がなく、また、セクハラ行為の事実があったことを否定する理由もあいまいかつ不自然であることに照らすと、セクハラ行為はなかったとの請求人の上記申述は信用し難いものであると判断せざるを得ない。

以上のことからすると、当審査会としては、請求人が主張する無理矢理自供させられたとの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するものとみたとしても、上記のとおり、無理矢理自供させられた事実や恫喝や詰問された事実などは認めることができないものであり、当該出来事の心理

的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 次に、請求人は、平成〇年〇月〇日付けでMチームの課長代理から課長に昇進しているが、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事「自分の昇格・昇進があった」（平均的な心理的負荷の強度は「I」）に該当するものと認められるところ、この点につき、請求人は「昇進したといっても仕事内容や責任の変化はなく、周りのメンバーもほぼ同じでした。」と述べているとおり、当該昇進により請求人の職務や責任及び業務内容や職場の人間関係に変化があったとはいえないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。なお、請求人は平成〇年〇月〇日付けでN部課長代理兼務の職を解かれた旨主張するも、発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とはならないものである。

ウ 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」となる出来事が2つであり、全体評価も「弱」と判断する。

エ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。